

1 工場立地法の趣旨・目的

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ、適正に行われるように定められた法律です。この法律の中で、一定規模以上の工場（以下『特定工場』という。）の設置等に係る届出が、事業者に対して義務付けられています。

2 届出の対象 特定工場とは

届出が必要となる『特定工場』とは、一定規模以上の製造業等です。

一定規模とは？

敷地面積が9,000㎡以上	どちらか一方に当てはまれば届出が必要です。
建築面積の合計が3,000㎡以上 (この建築面積には事務所・倉庫等が含まれます) 建築面積：投影面積であり延べ床面積ではありません。	

製造業等とは？

製造業のほか、物品の加工修理業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業です。

工場立地法の届出が必要な業種	工場立地法の届出がいない業種
製造業・加工修理業・電気供給業・ガス供給業・熱供給業の事業所	建設業・鉱業・倉庫業・運輸業・水力発電・地熱発電の事業所

農業生産物の出荷場は、原則的には工場立地法の対象外ですが、農産物を加工して出荷する場合は工場立地法の届出対象となります。

3 届出の要否 どんな時、届出が必要か？

次のような場合には、工場立地法に基づく届出が必要です。

新しく特定工場を建てる場合	法第6条1項	新設届
昭和49年以前の特定工場が、最初に届出する場合	附則第3条1項	変更届
特定工場の届出をした企業が届出内容の変更 (敷地面積の減、生産施設の増加、環境施設の増減、 環境施設の配置変え等)をする場合	法第8条1項	
特定工場の所有者が変わった(承継した)場合	法第13条3項	承継届
事業所の名前や、住所が変わった場合	法第12条1項	氏名等変更届

なお、次のような場合は変更届の必要がありません。

生産施設、緑地、環境施設の面積や配置の変更をしないで、建築面積のみ変更をするとき(例えば、空地や駐車場等に、事務所等を設置するとき。)

生産施設の撤去のみを行うとき。

生産施設の修繕を行う場合で、生産施設面積の変更がないとき。又は変更がある場合でも、修繕に伴い増加する部分の面積が30㎡未満のとき。

既存生産施設をその状態のまま、環境施設の減少を伴わず他の場所に移設するとき。

緑地又は緑地以外の環境施設の増設のみを行うとき。または、保安上やむを得ない事情により10㎡以下の緑地を撤去するとき。

4 工場立地法改正の概要

(1) 生産施設面積率が引き上げられました。(平成20年5月26日施行)

業種ごとの変更については、次のとおりです。

生産施設面積率が引き上げられた業種

業種区分	生産施設面積の敷地面積に対する割合の上限	
	改正前	改正後
・アンモニア製造業、尿素製造業・コークス製造業	15%	30%
・石油精製業	20%	30%
・セメント製造業	20%	45%
・電気供給業	20%	50%
・パルプ製造業・石油化学系基礎製品製造業 ・板ガラス製造業	20%	65%
・パルプ及び紙(加工紙を含む。)製造業 ・無機化学工業製品製造業(無機顔料製造業及び塩製造業を除く。)	30%	65%
・高炉による製鉄業	30%	60%
・でんぷん製造業	30%	55%
・製材業・木製品製造業(一般製材業は除く) ・造作材・合板・建築用組立材料及びその他の木製品材製造業(繊維版製造業を除く)	30%	35%
・石油製品・石炭製品製造業(石油精製業及びコークス製造業を除く。)	30%	60%
・窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器、同関連製品製造業、ほうろく鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)	30%	45%
・冷間圧延業	30%	65%
・冷間ロール成型形鋼製造業	30%	55%

・鋼管製造業	30%	50%
・伸鉄業	30%	40%
・非鉄金属・同合金圧延業	30%	65%
・非鉄金属鋳物製造業	30%	35%
・ボイラー・原動機製造業	30%	30%
・特殊産業用機械製造業 ・蓄電池製造業	30%	65%
・その他の製造業 ・ガス供給業・熱供給業	40%	65%

(2) 太陽光発電施設が環境施設に位置づけられました。(平成22年6月30日施行)

太陽光発電施設とは、太陽電池・太陽電池設置器具・パワーコンディショナー・変圧器など太陽光を電気に変換する一連の施設をいいます。

5 規制の主な内容

どんな点に気をつければよいか？

工場立地法で規制されているのは、

- (1) 生産施設面積率（敷地面積に対する生産施設の割合）
- (2) 環境施設面積率（敷地面積に対する緑地等の面積の割合）
- (3) 環境施設の配置

の3点です。

今ある場所に、工場立地法施行以前（昭和49年以前）からある事業所には、緩和措置がありますので、別途、工場立地担当窓口にご相談ください。

(1) 生産施設面積率

業種別に、環境負荷の程度及び敷地利用の実態等を勘案して、工場敷地面積に対する生産施設面積の割合の上限が、30～65%の8段階の区分で、定められています（次ページの表を参考にしてください。）

生産施設面積は建築面積です（投影面積であり延べ床面積ではありません。）

生産施設とは、工場（機械・設備が設置してある建物）や、プラント類をいいます。独立した建物の事務所棟、倉庫、研究所棟は生産施設に含まれません。

また、同一建物の中であっても、壁で明確に仕切られている部分の倉庫や、研究部門施設については生産施設面積から除外することができます。壁が中空までしかない場合や、移動式カーテンウォールやつい立てで仕切られているだけの場合は、一連の生産施設となります。

ちょっとメモ こんな場合は？

	生産施設に含まれる場合	生産施設に含まれない場合
出荷関連施設 輸送関連施設	生産工程の一環として、製品の包装・梱包をするもの	倉庫内で、出荷のため梱包をするもの
検査所	生産工程の中で、製品抽出検査をするもの	技術開発部門、研究部門の業務の中で行われるもの
発電施設 変電施設	自家発電施設（太陽光・風力発電施設を除く）、ボイラー、コンプレッサー、酸素製造装置、熱交換器	太陽光・風力発電による自家発電施設、変電所、受電設備、工業用水取水・貯水施設、冷水塔、排水施設

業種別生産施設/面積率

生産施設面積率 30%	<ul style="list-style-type: none"> 化学工業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業 石油製品・石炭製品製造業のうち石油精製業、コークス製造業
生産施設面積率 35%	<ul style="list-style-type: none"> 製材業・木製品製造業（一般も製材業を除く。） 造作材・合板・建築用組立材料製造業（繊維板製造業を除く。） 非鉄金属鋳物製造業
生産施設面積率 40%	<ul style="list-style-type: none"> 一般製材業 伸鉄業
生産施設面積率 45%	<ul style="list-style-type: none"> 窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。） 農業用機械製造業（農場用器具製造を除く。） 繊維機械製造業
生産施設面積率 50%	<ul style="list-style-type: none"> 鋼管製造業 電気供給業
生産施設面積率 55%	<ul style="list-style-type: none"> でんぷん製造業 冷間ロール成型形鋼製造業 建設機械・鉱山機械製造業 冷凍機・温湿調整装置製造業
生産施設面積率 60%	<ul style="list-style-type: none"> 石油製品・石炭製品製造業（石油精製業及びコークス製造業を除く。） 高炉による製鉄業
生産施設面積率 65%	<ul style="list-style-type: none"> その他の製造業 ガス供給業 熱供給業

(2) 環境施設面積率

特定工場は、市準則の範囲内で環境施設（緑地を含む。）を設けることが必要です。

これは、周辺環境に配慮し、調和のとれた工場立地をしていただくための規定で、全ての業種に摘要されます。

< 環境施設に該当するもの >

- 噴水、水流、池その他の修景施設（つき山、飛び石、灯籠、あずま屋等）
- 屋外運動場（野球場、テニスコート、屋外プール、バレーコート等）
- 広場（公園的に整備されていて、簡単な運動や集会が可能な場所）
- 屋内運動施設（体育館、武道館等）で、一般の利用に供するものは災害時の避難所に指定されているもの
- 教養文化施設（企業博物館、美術館等）で、一般の利用に供するもの
- 雨水浸透施設
- 太陽光発電施設

ちょっとメモ こんな場合

	環境施設に含まれる場合	環境施設に含まれない場合
体育館	地域住民に開放されているもの、災害時の避難所に指定されているもの、または5倍程度の緑地やグラウンドに附置されているもの。	専ら従業員の用に供する体育館
池	公園的に整備されている貯水池や調整池。	美観を呈さない調整池、単なる排水溝
広場	休息、簡単な運動ができるように整備され、明確に区画されたオープンスペース	単なる空き地、玄関前の車まわり等
雨水浸透施設	浸透管（浸透トレンチ）、浸透ます、浸透側溝、透水性舗装地	雨桶等の雨水を通すためだけのもの

なお、緑地面積の1/2まで屋上緑地、壁面緑地を緑地として算入できます。

運用	<ul style="list-style-type: none">・ 必要とする緑地率の1/2が算入面積の上限です（緑地率10%の場合、敷地面積の5%まで。）・ 傾斜面については水平投影面積で算出、垂直の壁面の場合は壁面の長さに1mを乗じて算出します。
----	--

(3) 環境施設の配置

緑地や、緑地以外の環境施設は、原則として、工場敷地の周辺部に配置することが必要です。

6 届出の方法

どんな書類を用意すればよいか？

市内に特定工場を新設しようとする場合や、増設しようとする時又は緑地や環境施設の配置変更（スクラップ&ビルド）をしようとする場合には、着工の90日前（短縮申請をする場合は30日前）までに届出をしてください。

提出部数は1部です。

短縮申請の場合、計画内容が不適正であれば、予定の日に着工ができなくなる可能性がありますので、申請に先立ち、新增設の概要が固まった段階で、工場立地法担当窓口にご相談ください。